

令和6年度第1回権利擁護専門部会

1 日時 令和6年7月29日（月） 午後1時30分から午後3時30分まで

2 会場 千葉県庁中庁舎10階大会議室

3 出席者

(1) 委員（20名中16名出席）

蒲田委員（部会長） 赤佐委員 飯ヶ谷委員 五十嵐委員 市川委員 植野委員
小林委員 今野委員 佐久間委員 白井委員 露崎委員 鶴岡委員 中原委員
村山委員 矢作委員 吉留委員

(2) 県

障害者福祉推進課：中里課長、小佐野共生社会推進室長

障害福祉事業課：丸山課長、加瀬副課長

他

4 議題

1 開 会

2 議 題

(1) 第七次千葉県障害者計画の進捗状況について

(2) 令和6年度重点事業について

(3) 障害者虐待通報等の状況について

(4) 令和6年度障害者虐待防止・権利擁護研修の状況について

(5) 地域協議会の設置状況及び対応要領の策定状況について

(6) 障害者差別に関する相談の受付状況について

(7) その他

3 閉 会

議題（１）第七次千葉県障害者計画の進捗状況について

【露崎委員】

3-1 「共生社会という考え方を知っている県民の割合」について、具体的に県民にどのようにアピールしているのか。

【事務局】

県障害者条例に基づいて県内16圏域に配置している広域専門指導員が、事業所などの個別訪問による周知活動などによって、周知を行っている。

【露崎委員】

県民の方全員が対象だと思う。ということは、小学校や中学校など子供のうちからそういったことは周知していかないといけないと思うが、そういうことは全くせず、事業所でやっているだけだと全く広がらない気がする。

うちの子供が行っている中学校や小学校で、学校の中でそういうことを取り入れてやっているということが全くないので、どこでこれをどう広げたいのか、県がどう思っているのか。

【事務局】

委員からのお話のとおり、共生社会という考え方自体を浸透させていくというのは、非常に多様な取組が必要だと思っている。その中の一つとして、子供のうちから、そういった考え方などを自然に身に着けられるように、福祉教育の中でも共生社会という考え方を教育していただいている。

また、啓発については、担当から話したように、圏域でいろいろな事業者を回ったり、駅でティッシュ配りなどの啓発活動を行ったり、個別の地域における活動を障害のある人の差別解消の取組を含めやっていただいている。それに加えて、県全体として障害者週間を利用した普及啓発であったり、知事から会見のタイミングで取組を説明していただいたり、いろいろな手段をミックスして取り組んでいるところである。

一般的な普及啓発から、広域専門指導員による個々の啓発といった横の広がりとともに、

時間軸で子供の頃から大人、そして仕事をリタイアした後に地域での活動をされる中でも共生社会という考え方が大事になるため、県庁の他の部局等と連携しながら、どういう形で広げていくのかを模索しながら取り組んでいるという実態である。

【小林委員】

3-1「共生社会という考え方を知っている県民の割合」の取組の一つとして、3-2「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に関する周知・啓発活動の回数」の取組という、同じ枠という認識でよろしいか。

【事務局】

御指摘のとおり、関連性のあるものとして捉えている。

条例に関する周知啓発というものが、究極的には共生社会の実現に向けてのものになるため、大目標と小目標のような関連性のあるものである。

【小林委員】

その中で、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の取組は令和4年度からかなり増えている。逆に、共生社会という考え方を知っている県民の割合は減っている。資料1-3に書いてある取組に関しては、引き続き同じような取組をというニュアンスで書かれていると理解しているが、取組に対して効果が表れてないのではないか。また、効果がなぜ表れてないのかという分析はされているのか。

【事務局】

その通りだと思っている。共生社会という考え方を知っている県民の割合が下がっていることについて、分析が必ずしもできているかという、できていないところがある。

今までのやり方を継続していくことは必要だと思っている。単年度で数値が上がったからといって、取組の継続をやめてしまうのは違うと思うため、やるところは引き続きやっていく。また、例えばSNSを使うなど、有効なメディアの活用の仕方や発信の仕方などを検討しつつ、どういう形で理解を広めていくか、引き続き様々な御意見を頂戴できればと思っている。

【蒲田部会長】

共生社会の実現というのは非常に重要なテーマだと思うので、できるだけ多くの人に知っていただくために何をしたらいいのかというところを、先ほど露崎委員も指摘されたように小さいときから教えていくというのが重要だと思う。そういうことを意識して県には取り組んでもらいたいと思っている。

議題（2）令和6年度重点事業について

【鶴岡委員】

3-4「虐待防止アドバイザー派遣数」について、先ほどの資料1-2でも数値目標が下回っておりCの評価がされており、今年度さらに充填をしていくというところで、昨年の成果の状況等のコメントで、関係団体への周知を見直していくとされていたが、そもそもどういった団体へ周知がされているのか。そして、今年度変更・見直しを考えている点があれば、教えていただきたい。

【事務局】

資料を持ち合わせていないため、障害者施設への周知は行っているが、どこまで周知したかは、今はお答えできない。

虐待防止アドバイザー派遣の要件の一つは障害者虐待の認定があった事業所・法人への派遣である。

今までは自主的に手を挙げた施設にしか派遣をしてこなかったが、今年は、障害者虐待の認定があった事業所・法人へこちらからも働きかけていきたいと思っている。

【佐久間委員】

虐待防止アドバイザーの件は、私がかかり派遣されているため、私の方から少し補足させていただく。

県主催の市町村職員研修のときに必ず虐待防止アドバイザーの御案内をしているはず

である。そして、施設従事者に対する研修のときも必ず周知をしている。そういった関係で、基幹相談支援センターから要請があり、私が何回か虐待防止アドバイザーとして研修会に行っている。また、自立支援協議会からも要請があり、私が何回か虐待防止アドバイザーとして研修会に行っている。その他には、県庁職員から虐待案件が出た事業所に対し「研修をするように」という話があったようで、事業所から私へ直接指名があり、県の職員と相談して、現地での研修会に行ったことがある。そういった感じで今年も何件か要請があり、自立支援協議会や基幹相談支援センターへ行っている。

虐待防止アドバイザーとしてやっていることは、虐待防止関係の話、最近多いのは当事者からのハラスメント対応の話、障害のある方の成年後見の実践的な話や引きこもり支援の話などである。主催者側からの要請に応じて、話題はアレンジをしている。

【植野委員】

昨年度も申し上げたが、障害者差別解消による地域協議会が形骸化しているような形ではないかという話があった。障害当事者の参加の数など、そういった辺りのことを調べて欲しいということを申し上げたが、この件はどうなっているか。

次に、令和4年に障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法が国の方で立ち上がった。それに伴い、県で作った情報保障のガイドラインの内容について検証するというような話し合いをした方がいいのではないかとすることも申し上げたが、検証を行ったか、また今年度その予定があるかどうかを伺いたい。

【事務局】

地域協議会の構成員に当事者がどれくらい入っているかについて、具体的に何名の当事者が入っているかまでは今持ち合わせていないが、地域協議会を設置している自治体のうち、74%が当事者を構成員として含めている状況である。

情報保障のガイドラインについては、令和5年3月に、当事者団体等に意見を聞いた上で改定をさせていただいている。

【植野委員】

そういうことではなく、もともと、様々な障害の当事者団体、親の会の代表が10団体ぐ

らい集まり、一人ひとりと意見交換をしてまとめたガイドラインである。それと同じように、情報コミュニケーションについて当事者団体を交えながらコミュニケーションした方がいいと思うが、そういうことが今後計画されているかどうかということある。

【事務局】

御指摘いただいた具体的な改定に向けた動きのようなものは、まだ検討していない。

しかし、このガイドライン自体は常に見直しを図らなければ、陳腐化して使えなくなってしまう。このガイドラインはどちらかというと行政で使うものというイメージがあるかもしれないが、民間企業でも同じように使えるものであるため、去年から今年にかけて民間事業者にも周知を始めたり、活用を広げているところである。

アクセシビリティの状況もかなり日進月歩で変わるため、今の皆様の実情を踏まえてしっかりとアップデートをしながら取り組んでいきたいと思っているので、また検討させていただければと思う。

【植野委員】

先ほど、地域協議会の74%当事者が入っているという話であったが、数字よりも現場の状況ではどうなのかが肝要かと思う。例えば、過疎地域では当事者がなかなかいない状態。当事者がいても高齢者であるのでなかなか参加が難しい状況がある。仮に県レベル機関の当事者団体が代わりに地域の方に委員として参加する形での支援をしていくというような、いろんな形の連携ができないかということを検討していただければありがたい。

【事務局】

今までは、まずは組織を作るというところに注力していたが、それがおおむねできてきたため、次はやはり中身の話になると思っている。そして、当事者の意見をしっかりと踏まえ、ニーズにこたえる協議会にしていき、寄せられた実情を踏まえて対応し、相談支援につなげていくという取組が極めて重要だと思っている。当事者団体や親御さん等が協議会に入っていないところは、なかなか適任者がいないということがあると思うため、それに対して団体の皆さんとも御相談させていただきながら、当事者の方が入って実質的な議論ができるようなものを目指していけるように、我々としても目配せできたらと思っている。

【露崎委員】

当事者団体が中に入って議論をするという中で、少し話がずれるかもしれないが、今日この会議をやっているのは平日である。私たちの団体もそうだが、全員サラリーマンである。ここに来るためにどうするかというと、会社を休む。会社は休むことに対していい顔をしない。そのため、そういうところをより取り入れたいのであれば、各事業所などにも、こういった場に参加できるような体制を会社で認めてくださいというようなことをしないといけない。逆に土日に来てくださいますとなると県庁はお休みのため、やはり合わなくなってしまう。そのため、当事者団体を取り入れていくには、いろんな会社などに、こういう団体やボランティア活動などに参加することに対して、もっと理解をしてもらわないといけない。一般の民間企業に勤めている人がどのように平日出てこられるのかということをもっと考えていただかないと、そこは現実的に難しいと思う。

【事務局】

第三次計画ができてからこれまで、この分野について、こういう形で議論しながら施策を組み立てていくということを重視してきたところである。その中で、皆さんにこのような形で集まっていただくことが、当たり前のようになくなってしまっているのかなと思っている。また、皆さんに集まっていただく中で、様々なところを御理解いただく必要があると思う。障害者施策を推進するに当たって、こういう会議は、他の分野ではあまり見られない仕組みになっており、こういった形でしっかりと根付いてきた部分があるため、そういうものも県民の皆さんに知ってもらう必要があると思っている。

また、企業にも理解をしていただき、こういう活動に出ていただくようにする地盤づくりも非常に重要だと思っている。これは障害の分野だけではないかもしれないが、県庁の中にも、ボランティアやNPOを所管する課や、商工関係、経済関係を所管する部局もあるため、問題意識を共有しながら、何かできることがあれば取り組んでいきたいと思っている。

【村山委員】

共生社会という考え方を県民に広めていきたいという思いの中で、障害分野として何が

できるか、どうしていくかということについて、非常に予算をつけていただきながら取り組まれていることはよくわかる。しかし、共生社会という言葉は、今もう障害者を理解してもらうことではなく、多様な方々が住んでいるということであると、障害者計画とは別に地域福祉計画の中で、障害のある人への理解を深めるものを組み込むなど、そういうことはできているのか。例えば個々に書くにしても、障害の関係者だけでいろいろやるのではなく、地域福祉計画の中のこういう部分に協力する、入り込むなども、これから一緒になってくるのではないかと思っているため、お聞きしたい。また、それは県というより市町村レベルでしっかりやることだと思うが、その方向性も検討して、もう少し示していただきたい。

【事務局】

障害者計画はどちらかというと県全体の大きな方針であるが、上位計画として地域福祉支援計画があり、それぞれのコミュニティで特に共助の部分をしっかり活性化していくというような取組の中に、障害に関する部分を入れ込んでいくという流れになっている。そこは、担い手になるところが主に市町村や地区社協も含めた社協、コミュニティソーシャルワーカーなどであり、また、皆さんが障害の分野の相談支援の担い手の方とうまく連携がとれるような、そういう青写真を描いて取り組んでいるところである。そのため、施策としてもしっかりと連携しながら進めていきたいと思っている。

また、共生社会ということについては、いわゆる地域福祉支援計画も共通理念として持っており、その上位計画である千葉県の総合計画、昨今成立した多様性条例においても、基本的な考え方はすべて共通している。そのため、障害分野について具体的なものはこの計画で書かれているが、考え方についてはしっかりと共有しているため、取組についてもしっかりと返答できるように目配せしていきたいと思っている。

議題（3）障害者虐待通報等の状況について

【露崎委員】

虐待の通報をされてきたのは本人か。それとも、周りの人が見て通報したのか。

【事務局】

御本人様から連絡いただくこともあれば、支援員や世話人の方などからの連絡ということもある。

【露崎委員】

今聞いている話だと、指導や厳重注意をするなどがあるが、刑事罰には至らないのか。

【事務局】

案件によっては刑罰の対象になるような事例もある。そういった場合は警察と連携して、刑事罰を受けるケースもある。

【露崎委員】

指導だけで終わってしまうと、指導を受けたからといって他に行ってまた起こってしまう気がする。おそらく、働いている人たちの一人に係る負担が大きすぎるため、いろいろなことが面倒くさくなったり、嫌になったりしてしまうのかなということを考えると、働く人たちを増やさないとそれを解消できない。介護職などは賃金が低いため生活が難しく、人手が増えないと聞く。そこを県が敏感に察知して、例えば税金を投入したり、国に申し立てたりしていかないと、延々となくなる話なのではないかと思う。

【佐久間委員】

刑事事件になるものは本当に限られており、施設内で暴行等があったとしても、立件は正直少ないのではないかと思う。警察が介入するところまでいかないのが実情である。だからこそ、虐待も重大な案件は刑法の対象になるということを伝えていかないといけない。このことは、研修のときにもお話をしている。

なお、性犯罪については、最近厳罰化が進み、研修のときには、重点的にお話をさせていただいている。

【蒲田部会長】

なかなか虐待はなくなるという問題である。厳罰を科せば改善できるかと言ったらそうはならない。

要するに、その人の身体を害そうと思ってやっていることでもないため、なかなか立証が難しい。そういうこともあり、刑事事件にするには一歩段が高い点は御理解いただきたい。もちろん、だからといって、常に刑事事件化に対し消極的でよいわけではないと思うため、その場での具体的な判断が重要である。併せて、人権意識をきちんと醸成することがより重要であるため、職場での研修は必ずやり続けなければいけないと思っている。

【植野委員】

障害者虐待防止に関して、制度が始まって一番気になっているのは、心理的虐待という部分である。例えば見た目でわかる虐待よりも、言葉での虐待というような形に残らない虐待、見えない虐待ということがよく起こってくる。その事例をどこまで数値として反映できるのか気になっている。心理的虐待の数が昔は少なかったが、最近増えているという現状がでている。一方、例えば、制度バリアというものがあってコミュニケーションの制約などから結果的に間接的に虐待的様相を生み出しているものもまだあるのではないかと、気になっていることがある。とりあえず感じたことを申し上げさせていただいた。

【五十嵐委員】

最近話題になっている株式会社恵の件について、食事費用の過大請求していたということがあったようだが、本来本人が食べることができているものが量を減らされたりすることがあれば、経済的虐待にもなると思う。それ以外の虐待もあったのではないかと話も出ている。千葉県にも系列の施設があったと思うが、それについて独自に調査はしているのかを知りたい。

また、調べていたら、もし通報や相談がされていない虐待があったとすると、それはなぜ上がってこなかったのかということを考えていくことになると思う。上がってこなかったものについて私たちは調べようがないが、調べるチャンスになるのではないかと考えている。それを今後の施策に活かしていける、こういうことがあるから通報されなかったのかみたいなことがわかっていくことがあれば、教えてほしい。

【事務局】

株式会社恵については、厚生労働省が6月に連座制を適用するという事で厚労省のプレスリリースにも記載されているが、千葉県指定の株式会社恵が運営しているグループホームについても、食材料費の過大徴収等については確認がされている。株式会社恵に対しては、国や関係市町村などと連携して、立ち入りの検査を行っているところである。しかし、立入検査は行っているが、個別案件になってしまうため詳細な説明は差し控えさせていただく。

どうしたら虐待が防げるのか、あるいは、発生してしまった場合には早期発見、早期対応につなげていけるのか、ということは、こういった事例等も踏まえながら、研修等のあらゆる機会を使って、研修内容をアップデートしながら対応していくこととしている。引き続き、利用されている障害のある方たちに必要なサービスが確実に提供されるように、しっかりと取り組んでいきたいと思っている。

【白井委員】

社会福祉法人に務めている立場から、別の見方でお話しさせていただく。

資料には、法律に基づく実態の数字が出ている。しかし、現場においては、施設で何かしら虐待事案が起きたとすると、まずは市町村に通報することになるが、昔でいうとそこを躊躇していたというのが現実である。まずはそこを伝えようということになり、虐待かどうかの最終的な判断は市町村がしてくれるため、それに基づいて今後の運営に活かす、という体制でいる。すごく大事なのが、先ほど話のあった刑事事件にはならないということで、その職員がまだ残っているため、やはり法人として処分対象や懲戒という話がある。職員にはできれば続けて働いていただきたいため、注意喚起なり譴責処分反省を踏まえて働いていただくのが実態である。同時進行で、法律だけでなく、事業所の方もそのあたりをきちんと考えていかないと、なかなか制度だけでは立ち行かない問題であると考えている。

【鶴岡委員】

今回、福祉施設従事者と養護者によるというリストが出ている中で、使用者に関して、今回この表記の中に入っていない理由などがあれば、障害者雇用が進んでいく中で十分大事

なことだと思いうため、教えていただきたい。

【事務局】

障害者虐待通報等の状況を作成する際の調査について、使用者による障害者虐待は、国が所管しているため、千葉県としては詳細を把握していない。

議題（４）令和６年度障害者虐待防止・権利擁護研修の状況について

【矢作委員】

重度の障害を持っていて、人のものを取ってしまった、それから他所の家に入ってしまう、現行犯で警察に捕まったなど、警察が絡む事案が発生した場合、生活安全課ではなく刑事課の方に回されるときがある。そのようなときは親だけだととても対応が難しい。警察に対する障害者への対応などの説明や周知はしていただいているのか。

【事務局】

警察においても、公務員であるため、障害のある人への対応のあり方についてマニュアルを取りまとめ、全職員にしっかりと周知をし、研修をすることになっている。我々もマニュアル作成し、それを職員へ広めるため、現在オンラインで研修を行っているところである。警察においてどのような形で作成し、広めているのかは個別に把握していないが、おそらく独自に工夫してやられていると思われる。

お話のあった、特に知的や精神の障害のある方が期せずして手を出してしまうということについては、当然、罪を償ってもらいたいということもあると思うが、背景を見ると、福祉的な支援が十分だったかというところが今非常に問われていると思うため、その部分については警察と福祉の方で連携した取組を進めているところである。取組を通じて各機関の連携を図っていくというのが今の状況であると思っている。

【植野委員】

矢作委員の発言に関連して、例えば聞こえない人が車の免許を持っており、違反で警察

に取り調べられるときに意志疎通に困ってしまった事例が出ている。そういった場合に、警察本部の方から市町村の手話通訳派遣の依頼をすれば対応は可能であり認めているものである。中央本部の方から地域へ繰り返し周知していても、実際現場の警察官は、通訳は駄目なものは駄目、お金がかかるから駄目と、警察がお金を払うものではないと説明しても、なかなか現場で通訳を利用させてくれないという事例がよくある。そのため、警察だけでなく教育委員会もそうであるが、障害者に対する学習の場が非常に重要ではないかと思っている。

【佐久間委員】

二つの点があると思う。

警察の方々の対応については、村山委員がずっと御尽力されてきた。警察の方へいろいろ障害の紹介や対応などをしてきていて、千葉県の警察対応策は、割と進んでいると思われる。

もう一つは、もし障害がある方が刑事事件の当事者になってしまったとき、という話がある。千葉県弁護士会には、障害がある方への対応のため当番弁護士という名簿があり、障害者手帳を持っていることがわかると、警察の方から法テラスに障害の理解がある弁護士の派遣をお願いしますという一報が入る。担当の弁護士に回してもらえると形になっている。しかし、手帳がないようなグレーゾーンの方だと、わかっているようでわかっていないといった微妙なところで、なかなかお話が通じない方が実際はいらっしゃる。そういう方の支援の方が難しいと思われる。

重度の方だと警察の方がとても面倒が見られないため、早く本人を迎えに来てほしいと言われたり、認知症の高齢者の方が突飛な動きをしたため、早く被害弁償をして本人を迎えに来てほしいということなど、いろいろあり、なかなか難しいところがある。

もし刑事事件の当事者になってしまったときは、刑事事件には一定の流れがあるため、最低限その流れは理解していただき、時間的にそんなに早く出てこられないなど基本的な流れをしっかりと認識するということがとても大事である。さらに、その弁護の中身をどうするかというのはもう一段先の話となる。障害の特性に理解のある人と進めていくことでしか溝は埋まらないが、障害がある方と接する機会がないと対応は難しい。刑事事件になって警察に連れていかれたというような特別な機会になってしまうと、さらに理解対応へ

のハードルが上がるため、そこで支援をするというのは難しいと感じている。

被害者や社会の方は、相手に障害があることは関係ないという時代でもある。障害があるから何でも許されるということとは、また違うという点も含めて、皆さんには加害者・被害者トラブルの研修会のときには、このお話をさせていただいている。

【露崎委員】

3番の障害者を雇用する事業者等の対象は、一般企業も含まれるのか。

【事務局】

3番の研修は、一般企業の方も対象として案内を出している。

【佐久間委員】

昨年この3番の使用者虐待防止の研修の講師をしたが、障害者雇用など、一般企業の中でも障害のある方が働いていらっしゃるため、一般企業の担当者の方もたくさん来ていた。

【小林委員】

研修のカリキュラムには「②使用者による障害者虐待の状況」というものが入っているのに、先ほど鶴岡委員が質問した内容に対して資料として作ることができない、管轄が違うとおっしゃっていたことには矛盾があるのではないかと。

【事務局】

障害者虐待通報等の状況を作成する際の調査については、国からの依頼で、国、都道府県、市町村で役割分担をして行っている。使用者による障害者虐待の部分は、国がとりまとめをすることとなり、県ではデータがないので資料としてお出しすることが出来なかった。

障害者虐待通報等の状況を作成する際の調査については、以上のように役割分担をしているが、研修については、県では障害者の虐待防止のため、市町村、関係機関等を対象に実施しているところである。

【赤佐委員】

今お話のあった使用者による障害者虐待については、千葉労働局で対応しており、私共の傘下には労働基準監督署が8か所、ハローワークが13か所あり、経済的な虐待であれば労働基準監督署が調査に入ったり、精神的な虐待であればハローワークが入ったりしている。通報があった後に県と連絡を取ることはあるが、県に直接数字を出すということとはできない。国全部では9月頃にそういった数字を出しているが、千葉局の数字としては公表まではしていない状況である。また、この場でも紹介する機会があれば、どこまでの数字を出せるかはわからないが、お話しできればと思う。

議題（5）地域協議会の設置状況及び対応要領の策定状況について

【露崎委員】

構成員について、障害者当事者、障害者団体とあるが、うちの団体には市や区からこういった話が全く来ない。数字自体は74%と出ているのに、うちの団体はホームページも出して、市役所にも会合で行ったりしているにもかかわらず、何で声がかからないのか全く理解ができない。本当に74%の自治体が入れているのか。

【事務局】

資料を持ち合わせておらず内訳がどうなっているのかわからないため、いろいろと分析をしたいと思います。メンバーの中に障害当事者を含めるということなど、今後は会が実質的に機能するようにしていくことが大事だと思っているが、まだ1か所入った段階のところほとんどだと思われる。様々な障害種別の方に入っていただくことが理想であるため、状況を踏まえながら県から情報提供していく中で、各団体の情報なども提供していければと思っている。

【露崎委員】

例えば、相談支援員の人たちなどは、車椅子の人たちはトイレをどうしているのか聞かれたら実情を答えられるか。相談している側はどうやってしているのか全くわからない。

うちの団体にいろいろな相談員の研修があり、全部ひっくるめた障害をサポートしてくださいと言われるが、他の障害のことはわからない。そこを全部ひっくるめて相談支援員の研修になっている。きちんと区別されてやっていないため、手が出しづらい。役所の方と相談しても実情はやはりわからないため、それであれば、役所などはこういった団体を使うしかないと思う。ただ、そういうところから声がかかって、当事者団体がどんどん出ていくという話に、うちの本部も含めてなっていない。そのため、相談に本当に乗れているのか、解決になっているのか、それが全く見えない。

【事務局】

御指摘のとおり数字だけで十分だとは当然思っていないため、これをしっかりと実情を踏まえたものにしていくことが大事だと思っている。ただ、市町村の規模によってはマンパワーも違い、組織する構成員の人数も異なるため、なかなか難しいところもあると思う。一番重要なのはそれぞれの障害種別に合った議論がされ、それぞれの状況を踏まえた取組がされていくことであるため、まずは委員に入れていただき、それに加えてしっかり問題意識を持ち、必要に応じてそれぞれの団体等に意見を聞けるようにしていくことも一方で大事である。

露崎委員の団体へ市町村からなかなか話が来ていないという実情について伺ったため、市町村との情報連携や、聞きたいことがあるときに話が聞けるような手立てができれば、また御意見を伺いながら進めていければと思う。

【露崎委員】

うちの団体だけではなく、いろいろな団体があるため、連携を取って使った方がいいのかなと思った。

【植野委員】

市川市には障害者団体連絡会という20団体の連合体があるが、その中には2、3人しかいない小さな団体もある。市川市自立支援協議会というものがあり、障害者団体連絡会から6人分の委員枠を設けて作っていただいた。障害者団体連絡会は誰を選ぶかという、自分たちで選挙により選んだ6人を自立支援協議会に送り込み、2年ごとに交代するとい

うやり方を取っている。同じように、地域協議会も話し合いの中で1人送り込むという方法でやっている。この仕組みを他の地域にも紹介をしていくと、啓発の一つになるのかなと思っている。

参考までに、それは身体障害者だけではなく、知的障害の方の家族会、精神障害の方の団体、発達障害の方の団体、高次脳の方や認知症の方なども入っているという団体である。このような仕組みで対処しているケースを他地域にも参考にしてもらいたく県の方から啓発していただければありがたい。

【事務局】

積極的に取り組んでいる市町村の情報をいただいたため、このようなことも周知しながら、取組を前に進めていきたいと思っている。

議題（6）障害者差別に関する相談の受付状況について

【植野委員】

2ページの4、障害保健福祉圏域における数が出されているが、それぞれの市町村のデータもあった方がいいのではないかと考えているがどうか。

また、広域専門指導員について、ある大きな某市においてかなり長期に渡って任務されている方がいるが、地元で必ずしも信任されているとは言い難いところがあり気になっている。

【事務局】

市町村別の数字は今回集計していないが、把握はできるため整理をさせていただきました報告できればと思う。

また、相談員については、活用がなかなか進んでいないという状況である。広域専門指導員が活動していく中で、事案が複雑、多様化している。その中で、地域相談員の活用をもっと進めていくべきではないかという話も我々の方から提案させていただいている。今までは不動産等のことであれば比較的活用してきたが、障害種別ごとの相談員もいる。そ

の専門性を借りながら相談対応に当たるというケースも出てくるため、うまく活用を進めながら解決に向けた取組を進めているところである。

【植野委員】

この広域専門指導員には 10 年ぐらい前に面会したことがあるが、なかなかうまく対応につながらないことがあった。なぜ長期間に渡って任務されるのか不思議でならない。もっと風通しのいいような制度していただきたいと思っている。

【事務局】

広域専門指導員だけで解決できるような相談もかなり少なくなってきており、しっかりと地域相談員の活用や、市町村と一緒に対応していくという取組が欠かせなくなっている。そういう中で、いかに様々な客体を巻き込んで解決につなげていけるかというところを指導員とともに事案を通じて検討しながら、県内全域で取組を図っていきたい。

【五十嵐委員】

5 番の差別をしたとされる相手側の詳細というのは、差別をしたとされる側ということが良いか。また、6 の（5）には、差別をした側と書かれている。差別をした側と差別をしたとされる側を同じと捉えて良いのか。それとも、相談活動の中で、差別をしたと断定されたもののみ指しているのか。

同じ意味を指しているのであれば、統一した方がわかりやすいと思う。

【事務局】

差別をしたとされる側という認識で取っていただければと思う。今後は表現を統一させていただく。

議題（7）その他

【露崎委員】

最近、一般のジャンパタクシーを使おうとするとほとんど断られる。呼んでもくれない、使わしてもらえない。なぜかという、車椅子を乗せるためにドライバーは研修を受けているが、構造等が複雑で乗せるのに時間がかかり、要は面倒だからである。千葉市のような都市部でもそういった状況である。逆に福祉タクシーを使うとなると、福祉タクシーはメーターで料金が取られる。通常のタクシーの初乗り料金は500円程度であるが、福祉タクシーは710円である。タクシーの事業所によって、メーターの料金だけ取るところもあれば、車椅子をアテンドするだけで1,000円取るようなところもある。その辺りの方の整備などがないと、タクシーは乗れず、福祉タクシーはすごく高くて利用できなくなってしまう。そのため、そういった交通インフラの点を、しっかりやっていただきたい。